

議案第五号

杉並区立杉並会館条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成十八年二月二十日

提出者

杉並区長

山 田

宏

杉並区立杉並会館条例の一部を改正する条例

杉並区立杉並会館条例（昭和四十二年杉並区条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「会館」を「集会室等」に改める。

第六条各号列記以外の部分中「会館」を「集会室等」に改め、同条第二号中「会館の施設並びに設備及び展示品等」を「集会室等の施設及び設備」に改める。

第十二条第一項中「使用の承認を受けた者」を「会館を使用する者」に、「終わった」を「終わった」に、「または」を「又は」に、「もしくは」を「若しくは」に、「ただちに」を「直ちに」に改める。

別表第一(二)中

杉並区立杉並会館 ミュージアム		常設展	二〇〇円	一〇〇円
特別展		一、〇〇〇円を超えない範囲内で開催ごとに区長が定める額	五〇〇円を超えない範囲内で開催ごとに区長が定める額	

を

特 別 展	一、〇〇〇円を超えない範囲内で開催ごとに区長が定める額	五〇〇円を超えない範囲内で開催ごとに区長が定める額
-------	-----------------------------	---------------------------

改め、同表(二)付記中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を削る。

附 則

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

(提 案 理 由)

杉並アニメーションミュージアムの常設展の観覧料を無料とする等の必要がある。

杉並区立杉並会館条例の一部を改正する条例新旧対照表（抄）

資 料

新 条 例	旧 条 例
<p>（使用の手続等）</p> <p>第三条 集会室等を使用しようとする者は、区長の承認を受けなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>（使用の不承認）</p> <p>第六条 区長は、集会室等の使用について、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、使用を承認しない。</p> <p>一 略</p> <p>二 集会室等の施設及び設備をき損するおそれがあるとき。</p> <p>三 略</p> <p>（原状回復の義務）</p> <p>第十二条 会館を使用する者（以下「使用者」という。）は、その使用が終わった</p>	<p>（使用の手続等）</p> <p>第三条 会館を使用しようとする者は、区長の承認を受けなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>（使用の不承認）</p> <p>第六条 区長は、会館の使用について、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、使用を承認しない。</p> <p>一 略</p> <p>二 会館の施設並びに設備及び展示品等をき損するおそれがあるとき。</p> <p>三 略</p> <p>（原状回復の義務）</p> <p>第十二条 使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、その使用が終わった</p>

とき、又は前条の規定により使用を停止されたとき、若しくは使用承認を取り消されたときは、直ちに使用部分を原状に復さなければならぬ。

2
略

とき、または前条の規定により使用を停止されたとき、もしくは使用承認を取り消されたときは、ただちに使用部分を原状に復さなければならぬ。

2
略